

写

帶入事第175号
令和5年7月28日

帯広市監査委員 川端洋之様
同 秋田勝利様
同 大竹口武光様

帯広市長 米沢則寿
(総務部組織人事室人事課担当)

監査の結果に対する措置の通知について

令和5年3月28日付帯監査第113号及び114号において提出のありました監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知いたします。



下期定期監査指摘	措置状況
<p>収入及び支出事務等の全般について監査した結果、事務処理はおむね適正に行われていることを確認しました。</p> <p>しかしながら、監査の結果として記載したとおり、支出事務について、その支給の金額及び支払の時期に關し、法令及び契約書の規定に沿わないまま処理が進められた事例が見受けられたことから、再発の防止を求めます。</p> <p>また、徴収事務及び滞納整理事務については、令和3年度から重点項目として監査を進めてきました。</p> <p>今期の監査では、本報告書に特記すべき事項はありませんでしたが、これまでの監査で滞納者に対する督促について、審査請求の教示不備、不利益処分の理由不提示及び指定納付期限の設定誤りなどの事例が確認されております。こうした事例が確認される度に再発防止に向けた措置が講じられてきておりますが、引き続き、取り組まれることを求めます。</p> <p>徴収事務及び滞納整理事務は、公金の収納に際し、市民等に一定の負担を求めるものでありますから、関係法令に則った適正執行に万全を期することをお願いします。</p> <p>今後におかれましては、引き続き、事務の基本となる法令等の理解の促進を図りながら、より一層、適正な事務執行の確保に努められ、市民から信頼される行政運営を期待いたします。</p>	<p>今期の指摘に対しては、特に繰り返し指摘を受けている督促などの事例を中心に是正措置を講じていくほか、過年度の指摘内容や措置状況の組織内での共有を進め、事務の基本となる法令等の習熟を図り、引き続き、適正事務を執行するよう努めてまいります。</p>